

徳島、昭47不6、昭48.4.3

命 令 書

申立人 総評全国一般労働組合徳島地方本部

被申立人 医療法人睦み会 城西病院

主 文

- 1 被申立人は、本命令書交付の日から7日以内に、下記陳謝文を縦1メートル、横1.5メートルの白紙に墨書して、病院内の従業員が見易い場所に1週間掲示しなければならない。
- 2 申立人のその余の申立ては、これを棄却する。

記 年 月 日

総評全国一般労働組合徳島地方本部

執行委員長 A 1 殿

医療法人睦み会城西病院

理事長 B 1

病院は従業員C 1をして組合員A 2等多数に組合脱退を慫慂したことおよびA 3の実母とその夫が営む林米穀店との米の取引を中止したことにより上記組合員らの組合活動を抑制したことが、労働組合法第7条第3号に該当する不当労働行為であることを認め、ここに陳謝します。

理 由

第1 認定した事実

1 当事者等

- (1) 申立人、総評全国一般労働組合徳島地方本部（以下「組合」という。）は、徳島県内中小企業で働く労働者の個人加入により昭和35年11月13日結成された単一組織の労働組合で、地域または職場を単位として支部を設け、本件申立当時の組織状況は、約51支部総組合員数1,100余名である。
- (2) 被申立人、医療法人睦み会城西病院（以下「病院」という。）は、肩書地において、従業員約80名を擁し、主として約300名の入院患者の医療業務を行なっている精神病院で、理事長、常務理事、病院長および一般従業員数名が姻戚関係にいわゆる同族会社的な病院である。
- (3) 申立外、総評全国一般労働組合徳島地方本部城西病院支部（以下「支部」という。）は、昭和46年8月12日病院で働く看護婦、看護師、炊事婦ら43名の従業員が申立人組合に加盟して発足したもので、本件申立当時の支部組合員数は15名である。
- (4) 申立外、林米穀店は、組合員A3の実母C2とその夫が某事業所に勤務の傍ら経営する小規模な米穀小売商で本件発生時病院へ納入する米が販売量の大半を占めていた。
なお、病院へは林米穀店の他に同業の大住米穀が米を納入していたが、その納入は大住米穀店が毎月の前半（1日から15日まで）、林米穀店が毎月の後半（16日から月末まで）の順序で行なっていた。

2 昭和46年末忘年会における病院役員の言辞

- (1) 病院理事長B1（以下「理事長」という。）は、昭和46年末忘年会を市内の旅館大正楼で行なった席上の冒頭あいさつの中で、「戦争前の日本における共産党が非合法政党として活躍していたこと。戦後日本における自由主義の下国民が豊かで幸福な生活ができるような道を歩んでいる状況を説明して、我々としてもこの時代の成り行きを踏まえて、でき得限りの進歩的な考え方で事業を経営して行かねばならぬと思う。労働組合の活動は、労使双方の繁栄を目的とすべきものである。」と説き、さらに労使協調について、「交渉事はなるべく組合（支部を指す。）と私たちの間でまとめ話の決らないものだけを本部（申立人組合のことを指す。）へ頼むべきであり、箸のころ

んだようなことまで本部へ本部へというのはどうかと思われます。幸いにして年末の賞与については、支部長A 4氏、書記長（支部）A 5氏の努力と組合員諸氏の良識によって円満に妥結したことを深謝しております。」という趣旨の話をした。

(2) さらに、同席上、理事長の妻で病院常務理事のB 2（以下「常務」という。）、は、組合員A 3に対し、病院と林米穀店との米の取引に関して、「あんたも組合運動していることだし、私のほうとしても、もうあんたのほうから取らないでもよろしいですよ。」と言ったが、A 3が、「私が入社するとき奥さん（常務）が米の取引もしていることだし来てくれといって入社したのに今になってそんなことというのは余りひどいでないですか。」と言って常務に米の取引を中止しないよう懇願したところ、常務は、林米穀店と米の取引を引続いて行なうよう約束した。

(3) しかしながらその後も、常務は、再三A 3に対し、「A 3さんあんたはひどいな私をこんなに苦しめて。」と言ってA 3が組合を脱退しないことを暗に非難した。

3 組合員の多数脱退と脱退態勢

(1) 昭和47年3月初めから中頃にかけて、看護婦23名が相次いで支部長あてに脱退届を郵送し、組合を脱退した。

(2) 組合員A 2（看護助手）は、看護婦の組合脱退が相次いでいる3月某日理事長の姪C 1（看護婦）に勤務時間中一病棟下の詰所へ呼ばれたので詰所へ行ってみると、C 1はあらかじめ書いてあった脱退届の案文をA 2に渡して、このような形式で脱退届を書くよう勧めた。しかし、A 2はその場では脱退の意思表示をせずに別れてそのままにしていた。するとその後C 1は、二、三度脱退届を出すようA 2に催促したが、結局、A 2は組合を脱退しなかった。

(3) また、上記のような事実があった後の3月13日、看護婦長B 3は、交通事故による怪我が直って出勤してみると、看護婦間でA 2とC 1がどうかという話を聞いたので、3月16日の勤務時間中にA 2を外来待合室へ呼び「労働組合の話ではあるけれど、脱退とか加入には全然関係ない、一体どういうことがあったんですか。」とA 2とC 1との出来事を聞いた。

4 病院と林米穀店との米の取引中止

- (1) 支部は、病院に対し昭和47年春期賃上げとして1人2万円を要求し、同年3月28日から6月1日にかけてしばしば交渉を持ったが、病院の回答が零回答であったため、6月2日第1波24時間ストライキの実力行使に突入した。
- (2) 第1波ストライキに突入した同月2日午後3時過ぎ、病院事務長B4（以下「事務長」という。）は、林米穀店へ電話を掛け、応待に出たA3の実母C2に対し、「16日からのお宅の米はもう中止します。」と言って米の取引中止を申し渡した。C2が「なんで中止になるんですか。」と中止の理由を問うと、事務長は「胸に手をあててよく考えてみなさい。」と言った。しかしC2は納得できなかったので再度その中止の理由を問うと、事務長は「とにかく中止するんだ。米はもう16日から入れなくてよろしい。」と言って電話を切った。そこでC2は、電話の内容をストライキ中のA4支部長や娘のA3等に報告した。
- (3) 同年6月4日賃上げ争議について地労委であっせんが行われたが、そのあっせんの労使同席の場で組合執行委員長A1は、上記事務長の電話にふれ「ストライキにからんで組合員の母親宅からの米の買入れを中止すると不当労働行為になりますよ。」と言って病院側を追求した。すると電話を掛けた事務長は何も言わず、理事長が、「何も取らんとは言ってない。」と答えた。そこで、組合書記長A6が語気強く「そんなら取ってやったらどうか。」と言うと、理事長は、「今後品質等に問題があつて林米穀店と話をするときでもいつも組合を背景としていざこざがあるので林米穀店との取引は中止するんだ。」と米の取引中止を言明した。
- (4) このため林米穀店は、同年6月16日から本件審問終結時まで病院へ米を納入していない。

なお、病院は上記6月2日の第1波24時間ストライキおよび6月7、8日の第2波48時間ストライキ期間中組合員炊事婦の代りに近所の主婦等を臨時に雇入れ、同期間中大住米穀店が納入した米等で炊事を行なったため、給食関係に大きな支障は出なかった。

以上の事実が認められる。

第2 当委員会の判断および法律上の根拠

1 忘年会における理事長の言辞について

- (1) 組合は、昭和46年末忘年会において、理事長があいさつの中で組合を誹謗中傷したことは組合に対する支配介入にあたると主張し、病院は、理事長の発言内容は、組合に関する一般論を述べたもので組合を誹謗中傷していないと主張して争う。
- (2) そこで案ずるに、忘年会における理事長のあいさつは前記事実認定2の(1)のとおり、現代における労使の考え方、活動についての一般論および組合との交渉方法等を述べたもので、その中には「箸のころんだようなことまで本部へ本部へというのはどうかと思われます。」と支部の運営をやや批判する言辞も一部あるが、総体的にみればそのあいさつが威嚇、強制、利益誘導的で、組合運営の自主性を阻害する言辞であったとは認め難い。

2 組合員の脱退と脱退懲慥について

- (1) 組合は、昭和47年3月に入り、組合員の看護婦23名が相次いで脱退したのは、B3婦長やC1がA2に対して組合脱退を懲慥したと同様両名が病院の意を受けて組合員に脱退懲慥したため、このことは両名のA2に対する行為とともに組合に対する支配介入行為であると主張し、病院は、組合員の脱退と病院とは無関係で、ましてB3婦長やC1と意を通じて同人らに脱退懲慥はさせていないと主張して争う。
- (2) そこでまずC1のA2に対する脱退懲慥について案ずるに、C1がA2に脱退届の案文を渡し、組合脱退を懲慥したことは前記事実認定3の(2)のとおりで、これらC1の言動と前記事実認定3の(2)のとおり、同人が理事長の姪であること、病院が理事長ら同族に支配されていることおよびC1が組合員から特別の依頼もないのに上記のように脱退届の案文を作って交付したこと等の事情を総合して考えるときは、C1が病院の意を体して行なったものと推認するに難くない。
- (3) 次に、B3婦長の言動について案ずるに、前記事実認定3の(3)のとおり、B3婦長の言動は交通事故による怪我が直って出勤してみるとA2とC1とがどうかというこ

とであったのでその経緯を聞いているだけであって、その他B3婦長に意図的な言動があったとの疎明もない本件においては、この程度の婦長の言動を組合に対する団結権侵害行為とは認め難い。

- (4) 最後に、看護婦の多数脱退について案ずるに、昭和47年3月初めから中頃にかけて看護婦が多数脱退したことは前記事実認定3の(1)のとおりで、これら多数組合員の脱退は、上記2の(2)で判断と同時期にC1が組合員A2に対して脱退を慫慂した事実からみてC1が病院の意を受けて慫慂した結果によるものと推認するに難くない。

3 米の取引中止について

- (1) 組合は、A3が組合員であることもしくは組合活動したことの故をもって、6月2日病院が同人の母親宅との米の取引を中止したことは不当労働行為にあたると主張し、病院は、6月2日には米の取引中止を申し渡していないのに6月4日のあっせんの場合において、米の取引と直接関係のない組合がこのことを取り上げて言及したため、今後も林米穀店と取引を続ければなんでもかんでも組合を背景としていざこざがあると思い同席上で取引中止を決定したもので、不当労働行為にあたらないと主張して争う。
- (2) そこで案ずるに、6月2日事務長が米の納入について林米穀店へ電話したことは当事者間に争いがなく、その電話の内容について争うが、病院の主張する「組合から第1波、第2波のあと無期限ストライキに入るとの予告があったので、ストライキに入った場合に炊事関係は業者から給食を取るよう手配していたところ、6月2日ストライキに突入したので、病院以外余り需要のない林米穀店が病院用の米を仕入れては困るだろうと思い仕入れを見合わせよう電話した。」との理由は病院が前記事実認定4の(4)のとおり、6月2日のストライキ期間中も大住米穀店からは米を納入させ、組合員の炊事婦に代る臨時の者を雇入れ病院内で給食を行なっていること、6月4日のあっせん席上事務長が組合から病院側に対し、6月2日の電話について言及があったにも拘わらずこれに対し肯定し得られるような抗弁をしなかったこと等の経緯から考えても病院の主張する電話の内容はにわかに措信し難く、前記事実認定4の(2)のとおり、病院は、6月2日事務長を通じて林米穀店に対し米の取引中止を言明したと認められ

る。

- (3) しかし、病院が6月2日林米穀店と米の取引を中止したのは、常務の昭和46年末忘年会やその後のA3に対する一連の言辞および6月2日林米穀店へ掛けた事務長の電話の内容等を併せ考えてみると、結局A3ら組合員の組合活動を嫌い同人らの活動を抑制すべく行なったものと思料せざるを得ない。

以上のとおりで、病院がC1をして組合員A2に組合脱退を慫慂したこと、同じくC1をして組合員多数に組合脱退を慫慂して脱退させたことおよび林米穀店との米の取引を中止したことが、労働組合法第7条第3号に該当する不当労働行為と認められるが、その余の申立ては理由がないので、棄却すべきものと判断する。

なお、組合は、米の取引中止に関する救済として、取引再開、損害補償を求める申立てを行なっているが、本件のように病院が組合員の親族の営む米穀店との米の取引を中止することが組合の団結権を侵害するという特異の事案については、主文掲記のような陳謝文の掲示をもって足りるもので、組合申立てのような救済を命ずるのは妥当でない。

よって当委員会は、労働組合法第27条および労働委員会規則第43条の規定により、主文のとおり命令する。

昭和48年4月3日

徳島県地方労働委員会

会長 今 谷 健 一